

学校法人 長崎総合科学大学における研究者等の行動規範

学校法人長崎総合科学大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究に対する信頼性と公正性を確保することを目的として、本学において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）及びこれを支援する者が遵守すべき行動規範をここに定める。

（研究者の責任）

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を確保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続可能性に貢献するという責任を有する。

（研究者の行動）

- 2 研究者は、研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をするとともに、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

（自己の研鑽）

- 3 研究者は自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努めるとともに、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断を示せるように弛まず努力する。

（説明と公開）

- 4 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を社会に公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を中立性・客観性をもって評価し、その結果をありのままに公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

（研究活動）

- 5 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、常に誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、またそれらに加担しない。

（研究費の適正使用）

- 6 研究者は、研究費の適正な使用を徹底し、研究費の不正使用などの不正行為を為さず、また加担しない。研究費は、学費のほか、国・地方公共団体等から交付される補助金・助成金及び企業等から負託されたものであることを認識し、適正に使用しなければならない。

（研究環境の整備）

- 7 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

（法令の遵守）

- 8 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(研究協力者などへの配慮)

- 9 研究者は、研究協力者の人格、人権を尊重し、真摯な態度で接しなければならない。
- 10 研究者は、他者の知的成果などの業績を正当に評価するとともに、他者の名誉や知的財産権を尊重する。また、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で対応する。

(差別の排除)

- 11 研究者は、研究・教育・学会活動等において、国籍、人種、民族、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

- 12 研究者は、自らの研究、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究を支援する者の責任)

- 13 事務職員等は、研究者の研究活動を支援するに当たっては、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。特に、研究費の管理においては、不正を為さず、また加担しないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するよう努める。

本学は、この行動規範の周知徹底を図るとともに、本規範を遵守する上で必要な環境や規程等の整備を行う。また、常に時代や社会からの要請等に応えるため、本規範の検証と見直しを行っていくものとする。

平成20年10月24日
学校法人 長崎総合科学大学